

令和7年4月3日

「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」を設置しました

近畿経済産業局は、自動車部品メーカー等、米国による自動車等に対する追加関税措置の影響が懸念される企業からの相談を受け付ける「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」を設置しました。

経済産業省は、米国の自動車に対する追加関税措置の発効と相互関税の発表を受けて、短期の対応として、本日、全国の関係機関での特別相談窓口の設置や資金繰り支援等を実施します。

経済産業省のニュースリリース「米国の自動車に対する追加関税措置の発効と相互関税の発表を受けて経済産業省に「米国関税対策本部」を設置するとともに、短期の対応として、特別相談窓口の設置や資金繰り支援等を実施します」

<https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250403001/20250403001.html>

近畿経済産業局は、米国による自動車等に対する追加関税措置の影響が懸念される企業からの様々な相談を受け付ける窓口として、本日、「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」を設置しました。

1. 相談窓口の連絡先

近畿経済産業局 産業部 製造産業課内

電話：06-6966-6106（専用電話）

2. 所在地

大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館

3. 受付時間

9 時 30 分～12 時 00 分 13 時 00 分～17 時 00 分

月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く）

(本発表資料のお問い合わせ先)

近畿経済産業局 製造産業課長 小谷

担当者:栗原、田中

電 話:06-6966-6022

FAX :06-6966-6082

